

令和 5 年 5 月 29 日現在

機関番号：34305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K04935

研究課題名(和文) インクルーシブ教育における知的障害の教育課程編成原理に関する検討

研究課題名(英文) A historical study on the organization of educational curriculum for intellectual disabilities in the era of inclusive education

研究代表者

玉村 公二彦 (Kunihiko, Tamamura)

京都女子大学・発達教育学部・教授

研究者番号：00207234

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：国連障害者権利条約の教育条項はインクルーシブ教育の推進を掲げ、その批准にともなって特別支援教育は新たな歴史的段階を迎えた。本研究では、インクルーシブ教育時代における知的障害教育の教育課程編成について、「個別化された支援措置」「指導」「合理的配慮」という概念を中心に検討した。その結果、現行の学習指導要領は、通常教育と特別支援教育の連続性を踏まえて、「教科内容」を拡張したが、子どもの発達という観点からの妥当性など教育学的な吟味は行われておらず、戦後蓄積されてきた知的障害教育の固有の実践の吟味が課題として浮かび上がった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

障害者権利条約の成立は、国際的に障害児・者の教育にとって大きな変革をもたらし、わが国の障害者教育施策にも大きな影響を及ぼした。本研究の学術的意義は、障害者権利条約教育条項が、学校教育に「個別化された支援措置」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」を制度的要件として要請したことを明らかにしたことである。インクルーシブ教育の下で、知的障害のある児童生徒の学力と人格形成を促すものとするために、本研究では知的障害教育実践の歴史的な蓄積を吟味しており、「特別な支援(必要な支援)」「固有の教育指導」「合理的配慮」の概念の構造モデルへとつながる実践的な蓄積を提供するという点で社会的意義を持つものである。

研究成果の概要(英文)：The education provisions of the United Nations Convention on the Rights of Persons with Disabilities promote inclusive education, and the ratification of the convention has ushered in a new historic stage for special needs education. This study examines the curriculum organization of intellectual disability education in the era of inclusive education, focusing on concepts such as "individualized support measures," "instruction," and "reasonable accommodation." As a result, the current course of studies for students with intellectual disability have expanded the "subject content" while considering the continuity between regular education and special education. However, there has been a lack of pedagogical scrutiny, such as the validity from the perspective of child development, and the need to examine the unique practices accumulated in intellectual disability education since the post-war period has emerged as a challenge.

研究分野：特別支援教育

キーワード：知的障害教育 教育課程編成 インクルーシブ教育 実践史 特別支援学校・学級 障害者権利条約

1. 研究開始当初の背景

本研究に至る前提は、1990年代、国連、アメリカ合衆国、オーストラリア、イギリスなどの障害者法制について資料収集と個別分析を行ったことである。これらは国際的な障害者問題への法的アプローチの特徴を捉える作業であった。その後、21世紀に入り、国連における障害者権利条約の審議過程に即して、それぞれ重要な項目の分析を行い、「合理的配慮」の概念、インクルーシブ教育を内容とする教育条項の動向把握と検討を行ってきた。

それらの研究を踏まえて、本研究の第一の段階としては、第61回国連総会における障害者権利条約の採択(2006年)以後、権利条約の批准が進むなかで、国連・障害者権利条約教育条項の実施過程に関する比較教育学的検討を行ってきた。障害者権利条約の差別禁止条項について検討を行うと共に、さらに、各国の特別ニーズ教育の到達状況及び進捗状況を踏まえ、イギリス、オーストラリアなどにおける批准の過程とその前提となった法制度に関する比較教育学的検討を行った。第二の段階では、障害者権利条約批准の過程においてインクルーシブ教育への特別学校・特別支援学校の位置づけを論点として検討を行ってきた。各国の国内的な教育制度・政策との関係では、分離的とも評される特別学校・特別支援学校には固有の歴史と位置づけ、役割があることが尊重されなければならないと考えられた。さらに、第三の段階では、障害者権利条約の実現にあたって重要な論点となっている「質の高いインクルーシブ教育」の実現にとって、学校教育制度上の「合理的配慮」の原理の明確化と教育方法・教育実践上の具体化が重要な検討課題となった。この点で、国内的には、インクルーシブ教育システム構築事業のモデル校とも連携しつつ、特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(2012)で提起された「基礎的環境整備」と「合理的配慮」の相互関係のあり方に対応する課題の検討を深めた。同時に、国連障害者権利条約を軸に比較教育学的検討を行うと共に、国内的には特別支援学校の研究紀要を中心にその実践の記録を整理吟味する仕事を蓄積してきた。

これらの作業を通して、通常学級における発達障害のある子どもの教育のあり方と共に、知的障害のある子どもの教育課程編成のあり方が重要な論点となることが明らかとなった。特に、発達の遅れに対応する教科・あるいは合科・統合、発達の偏りや重度化に対応する自立活動を中心とする教育指導、さらには知的障害教育における「合理的配慮」の位置づけ(特に、軽度知的障害児)キャリア発達の概念の導入とキャリア教育の強化など教育学的に検討すべき課題が残されていることが明らかとなった。

2. 研究の目的

国連障害者権利条約の教育条項(第24条)はインクルーシブ教育の推進を掲げ、その批准にともなって特別支援教育は新たな歴史的段階を迎えている。障害のある子どもに対して「合理的配慮」「フルインクルージョンに向けた個別の支援措置」が求められている。知的障害教育の教育課程編成原理として、「生活」と「教科」の概念が緊張関係を持って議論されてきたが、特別支援学校学習指導要領の改訂が進められる中、改めてインクルーシブ教育の時代にふさわしい教育課程編成の原理を確認することが求められている。本研究では、インクルーシブ教育時代における知的障害教育の教育課程編成原理を、「個別化された支援措置」「指導」「合理的配慮」という概念の関係を中心に、知的障害教育の歴史と実践的な蓄積を念頭において検討するものである。

3. 研究の方法

作業課題としては、次の3点を設定した。インクルーシブ教育めざす知的障害教育の国際的動向の把握、知的障害教育の教育課程編成および実践の蓄積の検討、学習指導要領改訂を踏まえた今後の知的障害教育における教育課程編成の原理の提案である。以上3点の課題を、比較研究・歴史研究・実践研究として構造的に進め、実施していく。特に、これまでの知的障害教育の教育課程編成や実践の蓄積、その今日的到達の把握の前提となる資料のデジタル化をおこない、知的障害教育の歴史的蓄積とそこに表象された教育の原理を析出することを作業課題としつつ、一般教育制度における制度的な枠組み(「個別化された支援措置」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」等)と教育課程上の枠組み(教科等、自立活動など)を照らし合わせ、その接合の論理と特徴を把握しようとする。

4. 研究成果

障害者権利条約の成立は、国際的に障害のある人たちの教育にとって大きな変革をもたらし、わが国の特別支援教育施策にも大きな影響を及ぼしている。障害者権利条約第24条第1項に示された教育の目的は、人間の潜在能力と尊厳、自己の価値の意識発達、人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を前提として、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」である。この目的は、知的障害者も含めたすべての障害のある人に対する教育の取

り組むべき方向を示すものである。さらに、障害者権利条約は、その目的をインクルーシブ教育システムの下で実現していくことを示していた。以下、知的障害教育を念頭におき、障害者権利条約 24 条での教育に備えるべき要件とその構造、国連障害者権利委員会「インクルーシブ教育への権利（一般的意見 4）」での方向の提示、特別支援教育の充実による日本型インクルーシブ教育への接近の問題点、知的障害教育における「特別なニーズ」と学習指導要領による「連続性」の強調の問題について、研究成果の概略と今後の課題を述べる。

(1) 障害者権利条約と「インクルーシブ教育への権利（一般的意見 4）」 - 「一般教育制度」のインクルーシブ化

障害者権利条約成立以降、その教育条項の実施は、一貫して国連および国際社会にとって大きな課題として認識されてきた。このことは、締約国会議、障害者権利委員会において重要なテーマの一つとして議論されてきたことから確認できる。教育条項は、障害のあるすべての人に対して教育の権利を確認し、それをインクルーシブ教育システムの中で実現することを前提として、各国の批准の促進の段階から締約国会議での議論が進められた。その上で、障害者権利委員会での締約国の報告の検討と総括的所見の蓄積に基づいて、インクルーシブ教育システムの確保と一元的なインクルーシブ教育を実現する方向で、条約で示した、「インクルーシブで質の高い教育」の内容と「障害に基づく差別」のない平等の教育とするための合理的配慮の内容を明確にする努力として、障害者権利委員会「一般意見 4」を示した。そこでは第 24 条の内容として、インクルーシブ教育の概念、内容、指標をより発展的に提起したものであり、インクルーシブ教育システムの基本的認識・基礎概念・特徴、そして、質の高いインクルーシブ教育の具体化のための合理的配慮の位置づけと具体を示し、締約国の義務や国内的な実施の具体的な進展を促す指標を示していた。

ふりかえって、国連・障害者権利条約の教育条項第 24 条の 2 は、図 1 に示すように、「特別な指導」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」の 3 層の構造で障害のある人たちの教育権を保障することを具体化している。

障害者権利条約の教育条項を具体化した「一般的意見 4」で注目すべき点は、教育システム全体に関わるものとしての、インクルーシブ教育のあり方であり、それは、教育システムの構造的な改革を求めるものであるということである。ここでは、排除・分離などとともに、形式的な統合もインクルージョンとは異なるものと理解されるのであり、特別支援教育の改革が求められるというよりは一般教育システムの改革が求められているのである。

さらに、分離的教育システムと主流的教育システムは相互互換関係ではなく、ある意味、両立しえないという指摘でもある。一般教育システム全体がインクルーシブな性格をもつ必要があるが、同時に、しばしば感覚障害、自閉症、知的障害などの固有の特性への配慮が十分でないという言及もあり、インクルージョンを目標とした個別の支援の内容をどのように担保するかも検討の課題となろう。その際に、図に示された「個別化された支援措置（濃密な特別な指導）」「合理的配慮」「ユニバーサルデザイン」を全体的な「支援」に包含した、「一般教育制度（General Education System）」が想定されなければならない。

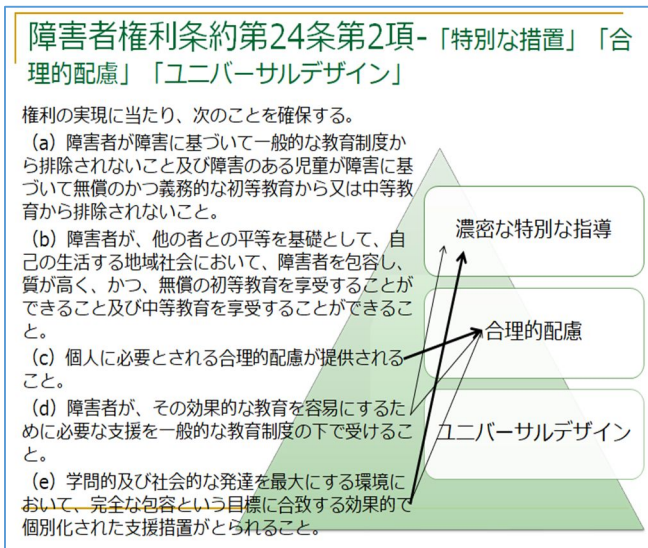


図 1 障害者権利条約第 24 条 2 項の構造

(2) 特別支援教育の拡充による日本型インクルーシブ教育と国連障害者権利委員会「勧告」（2022 年 9 月）の齟齬

「インクルーシブ教育システム構築」を目指すとした「特別支援教育」施策によって、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室での在籍者や利用者は大幅に拡大した。しかし、「一般教育制度」のインクルーシブ化とその制度的枠組みの再構築については、国際的には批判や疑問が高まった。

国連障害者権利委員会による一回目の「日本政府報告」の審議と建設的対話、日本政府への「勧告（総括所見）」は、新型コロナウイルスのパンデミックで延期され、ようやく 2022 年 9 月に総括所見が出された。国連障害者権利委員会による、「勧告（総括所見）」での教育に関する事項は、おおよそ次のような内容で示された。

- (a) 分離された特殊教育の永続化への懸念とインクルーシブ教育への権利の確認
- (b) 通常の学校へのアクセスと文部科学省特別支援学級適正化通知の問題
- (c) 合理的配慮

- (d) 通常の教育の教師の研修および意識変容
- (e) 通常学校におけるコミュニケーション方法
- (f) 高等教育

「勸告」は、通常の学校、通常の学級を含み、さらに初等中等教育段階のみならず、高等教育等、就学前の教育や社会教育、生涯学習、職業訓練等も含んで、障害のある子ども、青年、成人の教育を受ける権利の保障、そのための諸条件の整備を求めている。わが国における通常教育の改革の遅れ、とくに通常学級での学級規模をはじめとする教育条件、通級指導教室の設置など通級指導のための教育条件などがきわめて貧弱であり、一斉指導をはじめとする硬直した教育指導、通常学級内での特別な支援の提供を可能にする条件整備の欠如などが問題として指摘されよう。そのような問題状況の下で、分離型の「特別支援教育の充実」として、それらを代替する役割をもって特別支援学級や特別支援学校が拡充されてきたのである。その意峰、「インクルーシブ教育」を進めるとして、特別支援学級などの柔軟な運用を抑制し、知的障害を含む通常学級における学習と生活における困難をもつ子どもの教育的把握と必要な教育条件の整備を行わないまま、通常学級へのダンピング（投げ込み放置）をしようとする施策をすすめた。「勸告」における、文科省初等中等教育局通知への撤回の異例の言及はこの間の特殊教育と連続した特別支援教育施策のありようへの明確な批判として重要な内容である。

「勸告」の内容の一つとなっている、「合理的配慮の提供」は、一般教育制度（システム）、通常教育のシステムの改革への展望を見いだす際に実践的に重要である。アメリカ合衆国などの合理的配慮の提供については、「プログラムの性格を根本的に変更してしまう」という結果にならないこと、改修や修正が「過度の財政的負担」とならないこと、そして、その存在が自身ないしその他の者に危害を与える本質的なリスクをもたらさないことを条件として、個別に合理的配慮を確定していく。合理的配慮によって、本人のもっている力量の適正な評価ができ、また、それによって教育のプログラムの中で目標としたものの達成が他のものと同じようにできることを可能とすると理解されている。ある意味、合理的配慮は限定的な性格を持つものであるが、しかし、教育のプログラムの性格や目的を本質的に捉え直す契機を提示するものであり、教育実践を担うものや教育関係者に何のための教育かを具体的に問うものともなるのである。このような本質的な議論が一般教育システムの改革にとって重要な示唆を与えるものといえる。

(3) 「一般教育制度」と知的障害者の「特別なニーズ」 - 「学習指導要領」の連続性

通常学級に在籍する義務教育段階における「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」は、8.8%と推定される調査結果が示された（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」2022年12月）。この調査は「知的障害」がない「発達障害の可能性のある」児童生徒を把握したものである。この調査自体は重要なものであるが、通常学級に在籍する知的障害のある児童生徒の存在とその困難は把握されているわけではない。「知的障害」と「発達障害」の行政による区別が問題となり、あらためて、知的障害と発達障害の概念が問題となっている（とくに、「軽度知的障害」の概念とその把握及び支援・配慮、学校教育を通じた継続的な把握の課題は重要である）。

わが国の通常学級は、学習指導要領によって学年別に教科の目標を細かく規定しており、全体として一斉授業の様式を備えてきた経過がある。今日においても「個別最適化」と「協働性」がいわれながらも、その傾向は変わっていない。「学力」の概念も十分な検討なしに、グローバル化のなかで、OECDのキー・コンピテンシーと資質能力論が援用されている。資質能力論そのものは、知的障害のない者を念頭におくものであり、知的障害・発達障害などの教育実践に適応させる上で困難が見られる。

現行一般教育制度の下では、例えば義務教育段階の通級指導教室からは知的障害者が除外され、また通常の高等学校には知的障害者の制度上の受け皿はなく、教育の場は、特別支援学校高等部に依存する制度となっている。高等部卒業後の教育制度は想定がなされず、後期中等教育は、豊かな文化の享受と発達の実現を目指す内容は制限され、職業訓練に矮小化されてしまうことになる。

現行の特別支援学校の学習指導要領の総則、各教科や自立活動等の解説によれば、通常教育との「連続性」という原理からその枠組みが組み立てられていることが示唆される。通常学校の学習指導要領と特別支援学校新学習指導要領による特別支援教育の教育課程は、通常教育との連続性を過度に強調することから、固有ニーズに基づく「支援」「指導」「配慮」の概念とその関連構造を欠落しており、これまでの知的障害教育の原理を再構成することなく、学習指導要領一般が強調する点に迎合する内容となっている。したがって、特に知的障害教育にかかわる学習指導要領の実施過程では「教科」の観点が形式的に強調され、さらに、特別支援学校高等部においては職業への適応を強調する流れが形骸化された「教科」を飲み込む形態とならざるを得ないのである。

障害の程度と教育の場を直線的に結ぶ従来の「特殊教育」行政の発想を、さらに、通常教育との連続性で教育の場を位置づけるとともに、学習内容を形式的に連続性の中に位置付けているのである。これでは、知的障害のある子どもの認識発達の停滞や横への発達などを見逃すことになり、教え込みの強化が危惧される。過度に形式的な「教科」の教育指導となる傾向がある。実践上では「生活単元学習」などの「合わせた指導」も含めて「教科」の目標との対応関

係で実践が構成され、活動の総合性が育まれにくいのである。「キャリア教育」「キャリア発達」が強調されており中学部から高等部にかけて「作業学習」や職業教育を構成する職業科目群が「検定」などの内容と形態で強化され、実質上は、思春期青年期に必要な文化をもとにした「教科」の学習が展開されにくい状況ができてきている。

障害者権利条約の教育条項は、「精神のおよび身体的な能力等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加すること」を可能とする教育を求めている。現行の過度にストレスフルな通常教育に連続性を持って接続する教育では、今日の知的障害教育の新たな段階に相応するものとはならないと考える。

(4) 知的障害教育の実践史的研究の課題と今後の展望

知的障害者は、通常の学校生活において学习上又は生活上の困難を有するものとして、通常学級の中でそのニーズに応えることは困難として、知的障害教育は、独自の教育課程と教育形態をとって教育が行われてきた。このような実践的な蓄積を掌握するために、本研究では、「知的障害」の概念とその教育の実践史を追求することを行ってきた。

それらのうち、わが国の知的障害教育に影響を及ぼしたアメリカのヘバー定義を起点とした知的障害概念に関して検討を進めたが、今日に至るアメリカ知的・発達障害学会 (American Association on Intellectual and Developmental Disabilities; AAIDD) の「知的障害」概念の形成史の端緒を捉えたに過ぎず、また、今日のわが国の知的障害教育をめぐる示唆を得るほどのものとはなっていない。そもそも、わが国における「知的障害」の概念自体もアメリカなどの輸入品であり、また、医学や心理学に依存した操作的な概念であり、その教育学からのアプローチは十分でない。また、知的障害の概念自体が問題であるとともに、「発達障害」と「知的障害」の概念の関連も教育上問われている。国際的常識は、発達障害者の中に知的障害のある人が当然入るのであるが、知的障害を含めない日本の発達障害の定義は国際的には例外的ともいえる。歴史的に、パッチワーク的につぎはぎして、教育や福祉などの施策をつくってきたことから、このいびつな概念構造がつけられて来たともいえる。新たな段階に至っている現在、概念と制度、そして実践にわたる広範な再検討が求められる。

「知的障害」「知的障害教育」についての教育学による原理的考察は今後の課題であるが、それへの歴史的接近の試みは重要である。本研究では、「知的障害」「知的障害教育」の成立に関する実践的な模索を歴史的に検討する試みの一端を、戦前における京都の「特別学級」の成立史の地域的な一定のまとめを行い(『京都「特別学級」史研究』)、さらに、戦中戦後にもその検討を拡張してきた(『障害児教育史研究』 1~3)。知的障害教育の出発点は、戦前においてその端緒が示され、戦後復興期において生活上の困難や学習の空白によって知的障害自体もつくられており、知的障害の社会構成主義的の把握が必要と考えられた。また、知的障害教育に於ける内容と方法の混在化のなかで、「生活」主義的教育が形成されていくことを明らかにした。このような成果の上に、戦後、関西を中心として、日本の知的障害教育の発足に重要な足跡を残した近江学園について、戦後の発足から20年を経た段階での振り返りを記録映像の有り様とともに点検し、さらに、重症心身障害、重度知的障害児の発達のアプローチを志向する記録フィルムを分析することをとおして、知的障害のある子どもの発達の把握と教育実践の再構成がなされつつあったことを確認した。このことは、高度経済成長期における重度知的障害児の発達の保障という原理を裏付ける端緒となったものとして学術的に貴重なものである。

知的障害教育の実践的検討として、養護学校・特別支援学校や障害児学級・特別支援学級の授業などのフィルムやビデオのデジタル化を系統的に行い、重度から中度の知的障害児の養護学校や特別支援学校、障害学級・特別支援学級における授業実践の分析の前提作業とした。この作業では、特別支援教育教員養成の一環として授業実習が組み込まれていたことから、特別支援教育の教員養成の検討や、教員の力量形成過程という点からの授業分析・検討が可能であることも示唆されている。

先に見た国連障害者権利委員会の「総轄所見」は、わが国の障害者が、暮らしの場、学びの場、働く場で貧しい環境におかれ、分離された環境で処遇されていることを指摘した。地域社会でのインクルージョン、教育でのインクルーシブ教育への権利実現、所得保障と雇用条件の整備を勧告し、あらゆる場で、アクセシビリティ、合理的配慮、個別的支援の充実を求めた。そして、障害の発見や療育システム、特別支援学級や特別支援学校、福祉的就労、入所施設など特別な場の再考を求めている。

現行の学習指導要領改訂と実施に並行して起こった、これまでの知的障害教育の実践的蓄積の継承の不十分性と実践の担い手たる教師の世代交代、津久井やまゆり園事件などに人間の尊厳と相反する優生思想の存在、新型コロナウイルスによるパンデミックによる教育の停止や実践の行き詰まり、人権や多様性の尊重の思潮へのバックラッシュなどを乗り越える知的障害教育が求められる。

知的障害のある人たちの能力の発達と社会への参加を促すために、「生活」と「教科(科学・文化)」を捉え直し、それらの結びつきを教育学的に解明し、生涯にわたって知的障害のある子どもを主体とした教育指導、発達と幸福追求への権利の実現としてなされてきた教育実践の蓄積をふまえ、戦後の障害児者の特別な場が、インクルーシブな社会のなかで役割を果たすためにはいかなる条件や内容、機能が必要かを再考することによって、インクルーシブ教育時代の知的障害教育のありようが築かれるものと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 玉村公二彦	4. 巻 3
2. 論文標題 養正小学校「特別学級」での公開研究授業とその後の展開	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 障害児教育史研究－史料と論究	6. 最初と最後の頁 45-60
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉村公二彦	4. 巻 3
2. 論文標題 田村一二「忘れられた子等」と「両刃斬撃」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 障害児教育史研究－史料と論究	6. 最初と最後の頁 61-66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦	4. 巻 17
2. 論文標題 東京進行性筋萎縮症協会における在宅ケアから地域ケアへの歩み	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 京都女子大学発達教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 35-46
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 玉村公二彦	4. 巻 33
2. 論文標題 田村一二『手をつなぐ子等』の書誌的検討	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人間発達研究所紀要	6. 最初と最後の頁 41-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦	4. 巻 61(1)
2. 論文標題 重症心身障害児問題の社会的顕在化過程	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 奈良教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 259-275
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 玉村公二彦・辻好明	4. 巻 2
2. 論文標題 田村一二と「精神薄弱児の凶画」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 障害児教育史研究 史料と論究	6. 最初と最後の頁 72-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦	4. 巻 16
2. 論文標題 和光学園における「共同教育」の提唱と盲児の統合教育 映画『みんなであうたう太陽のうた』(1978年)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 京都女子大学発達教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 31-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 玉村公二彦	4. 巻 47/ 4
2. 論文標題 障害の重い子どもたちの「生きる証」と発達へのまなざし	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 障害者問題研究	6. 最初と最後の頁 10-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉村公二彦	4. 巻 25
2. 論文標題 鈴木健二の敗戦体験と「近江学園の子ら」 NHK『こんにちは奥さん』と近江学園の20周年	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 障害児の生活教育研究	6. 最初と最後の頁 75-80
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦・富井奈菜実	4. 巻 67
2. 論文標題 第二次世界大戦後初期の「精神遅滞」をめぐる諸問題：大恐慌からヘパー定義にいたる道	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 奈良教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 201-212
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦	4. 巻 70(11)
2. 論文標題 旧優生保護法下の優生不妊手術	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 人権と部落問題	6. 最初と最後の頁 45-55
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 玉村公二彦	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 斎藤千栄治と「精神薄弱の特別取扱」について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 障害児教育史研究	6. 最初と最後の頁 7-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦・富井奈菜実	4. 巻 66(1)
2. 論文標題 20世紀前半期における「精神薄弱」概念：「社会的無能力」論からドルによる「精神薄弱6規準」へ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 奈良教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 123-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦・木下理恵・越野 和之	4. 巻 66(1)
2. 論文標題 最初の重複障害教育としての山梨盲学校での盲ろう児指導：映画『盲ろう児：その教育』をより深く理解するために	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 奈良教育大学紀要	6. 最初と最後の頁 39-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 清水貞夫・玉村公二彦	4. 巻 69(10)
2. 論文標題 津久井やまゆり園事件と優生思想：優生学と障害者の「安楽殺」を考える	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 人権と部落問題	6. 最初と最後の頁 6-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計5件

1. 著者名 玉村公二彦	4. 発行年 2021年
2. 出版社 大空社出版	5. 総ページ数 636
3. 書名 京都「特別学級」成立史研究	

1. 著者名 平井美津子・本庄豊編	4. 発行年 2020年
2. 出版社 吉川弘文館	5. 総ページ数 220
3. 書名 戦争孤児たちの戦後史 2	

1. 著者名 糸賀一雄研究会編	4. 発行年 2021年
2. 出版社 三学出版	5. 総ページ数 281
3. 書名 糸賀一雄研究の新展開 ひとと生まれて人間となる	

1. 著者名 玉村公二彦・黒田学・向井啓二・平沼博将・清水貞夫	4. 発行年 2019年
2. 出版社 クリエイツ・かもがわ	5. 総ページ数 307
3. 書名 新版・キーワードブック特別支援教育ーインクルーシブ教育時代の基礎知識	

1. 著者名 障害児教育史研究会	4. 発行年 2018年
2. 出版社 障害者教育科学研究所	5. 総ページ数 167
3. 書名 障害児教育研究 史料と論究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------